

## ふるさと納税Q&A その1



Q

地方公共団体に寄付する「ふるさと納税」は寄附金控除を受けることができますか？



A

まず、「ふるさと納税」は生まれ育った「ふるさと」に住民税を納税する制度と思っている方がいます。それは違います。

地方公共団体に寄附することを「ふるさと納税」といいます。「ふるさと納税」すると寄附金控除を受けることができます。この場合の地方公共団体とは都道府県および市区町村のことです。



Q

どこの地方公共団体に「ふるさと納税」しても、寄附金控除を受けられるのですか？

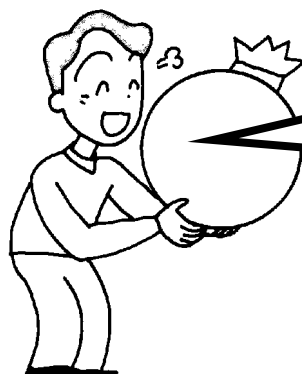


A

国内ならどこの地方公共団体に寄付しても「ふるさと納税」が適用されます。この「ふるさと」は人によって必ずしも生まれたところとかぎりません。例えば、生まれたところより育った場所で長く生活していたらそこを「ふるさと」と思う方もいます。

たまたま訪れた町を気に入ってそこを心の「ふるさと」と思い、その町に寄附したい人もいます。

そこで、「ふるさと納税」はどこの市区町村、都道府県に寄付した場合でも対象になります。



「ふるさと納税」は出生地だけが対象でない。

## ふるさと納税Q&A その2



Q

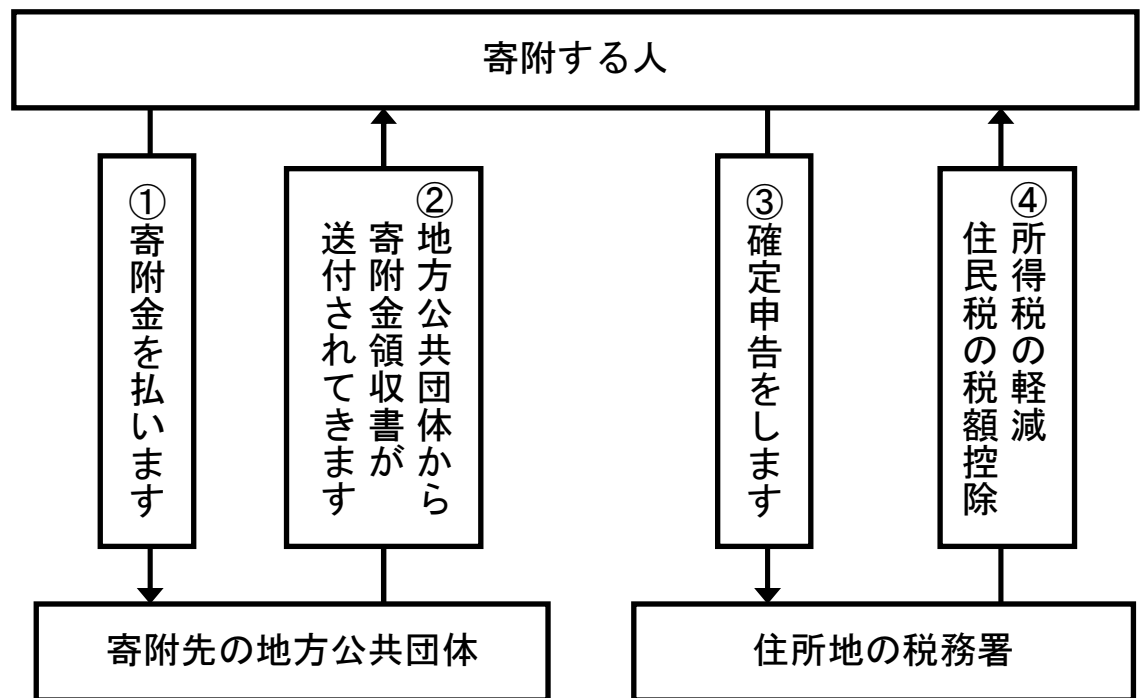
「ふるさと納税」の仕組みはどうなっていますか？ 寄附金先と現在住んでいる地方公共団体との関係を教えてください。



A

「ふるさと納税」という寄附金制度は、先ほどもいいましたように地方公共団体に「納税」する制度ではないです。

地方公共団体に寄附金をする制度です。その仕組みは以下の図のとおりです。



Q

「ふるさと納税」すると寄附した地方公共団体から記念品をいただけるという話を聞きましたがほんとうですか？



A

記念品を提供してくれる地方公共団体はあります。でも、ある程度の金額を超えないともらえないようです。

例えば、ある市は30,000円以上を寄附された方に5,000円相当の特産品を差し上げています。

## ふるさと納税Q&A その3



Q

寄附するからには、寄附金の使途を指定することはできるのでしょうか？



A

できます。

例えば、歴史好きな方なら、寄附するときに「歴史保存のために」と使途指定します。

「緑の保全のために」、「子供たちの交通安全のために」、「高齢者介護のために」と使途限定します。

上記のように寄附することで地方公共団体に政策を促せることもできます。自治参加の一手段ともいえます。

寄附する地方公共団体が取組んでいる事業内容をよく調べてみましょう。それに対し寄附したらいかがでしょうか。

いろいろな寄附の仕方、目的が意図できるのが「ふるさと納税」の特徴です。



Q

「ふるさと納税」は寄附ですから、個人所得税の寄附金控除や住民税の控除もあるのですか？



A

あります。

### ●所得税

寄附をした年の所得税が軽減されます。

所得税は「所得控除」です。

### ●住民税

寄附をした翌年度の住民税が軽減されます。

住民税は「税額控除」です。従って、住民税の方が納税軽減度は高いです。

## ふるさと納税Q & A その4



Q

住民税額はどのくらい軽減されるのですか？



A

具体的事例で「ふるさと納税」の住民税の税額控除額を計算してみましょう。

事例：給与収入500万円。夫婦と子供2人のケース。

寄附金 35,000円を某地方公共団体にします

5,000円

①住民税寄附控除対象額 30,000円

Step 1 寄附金控除対象額は、寄付金額から5,000円が引かれます。

②住民税の基本控除額

= 住民税寄附控除対象額 × 10%  
= 30,000円 × 10% = 3,000円

③住民税の特別控除額

= 住民税寄附控除対象額 × (90% - 限界税率)  
= 30,000円 × (90% - 5%) = 25,500円

Step 2 住民税の基本控除額は、①の住民税寄附控除対象額の10%になっています。

Step 3 下記の年収に対する所得税の控除率が上の③の限界税率に相当します。  
この場合年収が500万円なので下の表により5%になります。(下記の表は夫婦と子供2人の場合です。各人によって異なる場合があります)。

	年収	所得税の控除率
年収	約600万円まで	5%
	約780万円まで	10%

④住民税の税額控除額

住民税の基本控除額(上記②) + 住民税の特別控除額(上記③)  
= 3,000円 + 25,500円 = 28,500円 この金額が住民税税額から引かれます。

ただし、④の住民税の税額控除額は住民税の所得割の10%を限度になります。